

第四十八回 参議院建設委員会會議録第十六号

(二八五)

昭和四十年四月十三日(火曜日)  
午前十一時十四分開会

委員の異動

四月八日

辭任

熊谷太三郎君  
田上 松衛君

補欠選任

上林 忠次君  
高山 恒雄君

四月九日

辭任

江藤 智君  
山崎 齊君  
上林 忠次君

補欠選任

増原 恵吉君  
村上 春藏君  
熊谷太三郎君

四月十二日

辭任

高山 恒雄君

補欠選任

田上 松衛君

四月十三日

辭任

増原 恵吉君  
村上 春藏君  
田中 清一君

補欠選任

古池 信三君  
北口 龍徳君  
堀見 俊二君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

安田 敏雄君

稲浦 鹿蔵君

熊谷太三郎君

瀬谷 英行君

北口 龍徳君

小山邦太郎君

古池 信三君

堀見 俊二君

田中 一君

白木義一郎君

國務大臣

國務大臣

政府委員

首都圏整備委員

会事務局局長

首都圏整備委員

会計第一部長

首都圏整備委員

会計第二部長

事務局側

常任委員会専門

田上 松衛君  
村上 義一君

小山 長規君

小西 則良君

吉田 伸一君

富田 龍彦君

中島 博君

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の  
の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(安田敏雄君) それではただいまから建  
設委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。  
去る八日、熊谷太三郎君が委員を辭任され、そ  
の補欠として上林忠次君が選任されました。ま  
た、九日、江藤智君、山崎齊君及び上林忠次君が  
委員を辭任され、その補欠として増原恵吉君、村  
上春藏君及び熊谷太三郎君がそれぞれ選任され  
ました。なお、本日、増原恵吉君、村上春藏君及  
び田中清一君が委員を辭任され、その補欠として  
古池信三君、堀見俊二君及び北口龍徳君がそれぞ  
れ選任されました。

○委員長(安田敏雄君) 次に、理事の補欠互選に  
ついてはおはかりいたします。  
去る八日、熊谷君の委員辭任に伴い理事が欠員  
になりましたので、この際その補欠を互選いたし

たいと存じます。  
互選は、投票の方法によらないで委員長にその  
指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ござ  
いせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。  
それでは理事に熊谷太三郎君を指名いたします。  
す。

○委員長(安田敏雄君) 次に、首都圏整備法及び  
首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法  
律案を議題といたします。  
本案に対し御質疑のある方は、順次御発言を願  
います。

○田中一君 最初に伺いたいのは字句の改正であ  
りますが、この意図を明らかにしていただきたい  
と思うのです。要綱について申し上げても、要綱  
の第一の二、市街地開発区域を都市開発区域にし  
た理由、そしてその理由の内容です。市街地開  
発区域というものはどういう仕事をしていたか、  
都市開発区域になったら何をしようとするのか。  
その点を明らかにしてください。

○政府委員(小西則良君) 都市開発区域と市街地  
開発区域というのは、現在市街地開発区域とい  
う名のもとにやっておりますけれども、市街地開  
発区域というその文字のあらわす意味が非常に範  
囲が狭いということをごさいます。開発を進め  
る場合におきましては、単に市街地ということだ  
けではございせん、一つの都市の形態をなす、  
たとえば工業団地あるいは住宅団地というよう  
なことでございまして、将来ますます大きく  
なるところにおきましては、あるいはそこに緑を  
入れるとか、広い空地というようなものを入れな  
がら一つの都市の形態をなしていきたいというこ  
とから、これは字句の改正というつもりで出して

おるのでございます。これにつきましては、近畿  
圏におきましても、首都圏の在来市街地開発区  
域というものは意味が狭いということで、あとで  
できました近畿圏におきましても、この都市開発  
区域という名称を使っておりますので、今回それ  
にならって都市開発区域という形で整理をしてい  
きたいと、かように考えておる次第でございま  
す。

○田中一君 そうすると、法律の内容としてどう  
いう形に実体が変わってくるのですか。事業の内  
容というものが。

○政府委員(小西則良君) 内容といたしまして  
は、実体的には変わるところはございせん。  
○田中一君 実体的に何ら変化のないものを、文  
字を変えたからといって内容が変わるものじゃな  
いのです。小西という名前は君の符牒であって、  
田中一というのは符牒であるのです。人間間違っ  
ちゃ困るから符牒をつけているのです。番号で  
す。同じように精神、実体が変わらないものなら  
ば何も変える必要はないのではないかと、従来の表  
現のしかたが誤解を受けるから云々というのなら  
ば別ですけれども、そうでなく、内容が変わって  
ないならば、いたずらに法律改正をする必要はな  
いじゃないですか。

○政府委員(小西則良君) いまはつきり実体が変わ  
らないと申し上げましたけれども、最初に申し  
上げましたように、市街地という形のものではな  
く、やはり計画的にはそこに都市という、ただ単  
に市街地じゃなくて、都市といいますとそこに  
う少し広い意味に、先ほど申し上げましたような  
緑地とか、公園、その他を配備していきたいと、  
こういうことから、いままでの市街地ということ  
になりますと、単に市街地をつくるだけというこ  
とになりますので、そういう解釈をもちまして都  
市開発区域と、こういうふうに改正しようとして

おるのでございます。

○田中一君 かつては首都建設法時代には、大体まあ日本橋でしょう、道路元標を中心にしたか、あるいは宮城を中心にしたか知らぬけれども、五十キロ以内を首都整備圏というように見ておる。いま百キロまでこの図面を見ても延びておりません。そうすると、その五十キロから百キロに延びたから、いま言われたような説明をして、内容が変わったと言おうとするのか。その点はどうなんですか。いま言おうとおり、市街地であらうと、都市であらうと、われわれの受けるものは同じなんです。近畿圏でもってこうしたからというなら、これはまたおかしいものであつて、同一の建設大臣――同一の建設大臣じゃない、委員長が、その主管する責任者が同じであつて、立案する人たちも同じであるならば、文字を変えたからといって内容が変わるものじゃないですよ。まだあります。このほかにも名称を変えたのがあります。それはどうなんですか。どこだったかな。ひとつその名称の変わったのを説明してください、全部。

○政府委員(小西則良君) 名称といひますか、内容もあわせまして、現在の整備法におきましては、既成市街地、近郊地帯、周辺地域と、かようになつておるのでございますが、この近郊地帯という名前をとりまして、さらにそれより少し範囲をとつて、これを近郊整備地帯としたいと、かようになつております。

○田中一君 それは、変えた理由は、

○政府委員(小西則良君) この近郊地帯というのは、当初考えました当時におきましては、既成市街地の膨張をこの近郊地帯で遮断しようというこ

とで計画されておりましたけれども、その後首都あるいはその既成市街地の膨張が非常に力強く膨張していきまうために、この遮断緑地でこれを押えようということが実情にそぐわないということ

で、この近郊地帯も相当荒らされてまいつておりますし、さらに近郊地帯の場所を越えまして、その周辺に非常に無秩序な形に膨張をしてまいつておりますので、これらを計画的に都市、緑を考

ながらある区域を近郊整備地帯という形で整備したい、かように考えまして、この近郊地帯というものを含めた形でさらに広い範囲を、近郊整備地帯という形に持つていきたい、かように考えている次第でございます。

○田中一君 そうすると、昭和二十五年に制定されたこの法律のもとで、この考え方のもとが、今日になって相当広がつてきた。そこでそういう形で、だれが見てもうなずけるような名称にしたのだというように理解していいのですか。

○政府委員(小西則良君) お説のように、まあだれが聞いてもうなずけるようにというお話でございますが、もちろん根本にはそういう気持ちもございまして、いまのままでは非常に無秩序な形で膨張していきまうために、これをこのままにして

おきますと、現在の膨張のしかたというものは、自然発生的という形になりますので、これらを計画的に、交通機関なりあるいは下水処理であるとか、あるいはそこに緑を入れるとかという形にお

きまして環境整備というものを整えながら、全体を一つの形でできるだけ計画的なものに進めていきたい、かように考えているのでございます。

○田中一君 私はね、小西君並びに大臣、この法律の内容というか、審議にあつて質問するのはいやなんです。これは委員長だったかな、――委員長も一年か半年でやめちゃう。小西君だつて、事務局長だつて、長くいて二年いなかどう

か。何というか、やめるために最後のおつとめとか、どこかへジャンプするために足場とかという形でもつてのみこころした制度の行政機関があるわけなんです。もう私は質問する熱意が失う

ばからしくて、これはむしろ内閣に対する質疑という形でやつておられますけれども、答弁ですら的確な、真剣に取つ組んでいという姿が見られないと私は受け取つているわけなんです。もう十五年たつてゐる。自然発生的に膨張したからなんという無責任なことばは聞きたくないのですよ。何がために、首都というものを本物にしようか、い

し、建設していこうかというところに狙があつたのが、変な、不自然な押え方をするから抵抗度が強くなつて、それに政治が関与していく。しいて言へば政治が悪いほうに悪いほうに裏道を通つて、自然発生という形でもつて結果づけられてきているのです。整備しよう、いい都市を建設しようという思想から出発したものが、無秩序というものでもつて、現実にはわれわれはそれによつてあらゆる面の被害を受けている。これはもう私どもは、ずっとこの問題と取つ組んでいからあえて言うのですが、ばからしくてしょうがないのです

よ。いたづらな制限をするから、これは局長が言つていられるに、全体の計画を考えずに、いたづらに派生的な、現象的なものばかり追つかけていくから、その間を、盲点をついてはみ出していくのです。一体この程度のもものでは、とうてい初めにわれわれが考え、また現在でも希望して

いる、映像に描いていられる首都というものはできるものじゃないです。たとえば、かつて定められたグリーン・ベルト、現在そのままです。そのままであつて、これは建設大臣も就任して以来、建設大臣というより委員長として就任して以来、おそ

くその地区を視察したろうと思つてます。現状はどうなつてゐるのか。もうそれこそ制限されて、建設物のあらゆるものを制限されていながら、実際がどうなつてゐるのかという、無制限に工場なり何なりが乱立して、再びそれを整備するとかしな

いとのかの問題でなくして、現状においては無風地帯に建てられたものでありますから、法律外の問題なんです。法律外の問題は法律で規制しようと思つてもできません。これは緑地帯でございま

すから、グリーン・ベルトでございましてからと言ふから、建てられない。建てられないときまつていから、建築基準法の届け出もしません。しな

いでいいんだから、持つていけば、これはだめでございますと言われるから、それを建ててしま

う。そうしてグリーン・ベルトにしてもそのままです。撤回するなら明らかにしつくり撤回して、建てるための認可可あるいは確認とかいうものを

行なわれて、秩序ある建設がされなければならぬのです。十何年たつていまだにそのままでしょう。無秩序なんというのは、そのような無風地帯、グリーン・ベルトという制限区域というものがあつたからそこへはみ出していくのです。それは抵抗が強くなるわけなんです。そのうしろにはやはり政治という、悪い政治の力がそれを援助しているのです。善良な国民は、自分の私権というものを極度に制限され、がまんしている。悪い政治が介在している。それがもう非常に高い取引の対象になつて売買されているのです。私は、プラン・メ

ーカールとしての首都圏整備委員の諸君、あるいは事務局等が自主的な何らの構想を持たないでぶつかつていられるのです。公共事業として行なうこの仕事は、各行政部門の各部署の計画の集合体にすぎない。乱雑な集合体です。それを、一応それだけの行政機関の意思をそのまま羅列して、そ

して審議会に持ち込み、審議会はそういうものを調べる、審査する権能はあると思うのです。あつても、そんなひまがない方々だけが委員になつてゐるのです。東大教授であらうと何であらうと、

政府の息のかかつてゐる人間がそこへ来て、一応机上のプランとして書いたものを――机上のプランとして現がかもつていませんよ。各行政部門、各都道府県知事、いわゆる地方団体の計画に乗つ

かつて一つの取りまとめをしているにすぎないのです。観念的にはいろいろな寝言を言つております。人口の社会増が年間二十万あるから、何とかこれをとめようじゃないか、学校をひとつよそへ持つていこうじゃないか、工場の新設をやめさせようじゃないか。そんなもんじゃありません。だ

から、こういうことを委員長並びに事務局長に私が質問しても、むだなんです。首都圏整備の委員長が、よし十年これに、政党がどうあらうと何がどうあらうと、腰を据えて、根をおろして、百年

の将来を考えながら街づくりをしなうという決意がない限り、悪い政治に左右されて、どう変えようともほんとうに国民が描いていられるような街づくりはできないです。一年や二年でもつてやめてし

りはできないです。一年や二年でもつてやめてし

もう委員長とか事務局長とか、これらの諸君に責任をとれとか、責任ある答弁をしないとかいう要求をするのが、いまの機軸じゃ無理なんです。しかし、これもしょうがない。こういう法律案がせめてもいい方向に向かって実際に行動するのじゃなからうかという気持ちから、私はむだだと思ふのだけれども、これから質問しようと思ふのですが、小西君もひとつつらいだらうけれども、これは建設大臣もつらいでしょう。建設大臣がこういう問題を、近畿圏も兼務する、この首都圏も兼務する、建設省の事業で一ぱいですよ。本気でやろうと思ふならば、兼務なんかできっこないですよ、実際これやろうとすれば。

それでは最初に何う。一番初めに法律、二十五年に制定された法律、首都建設法の法律、それはずっと表題が変わり、表題が変わるあと新法になる、というところは、内容が多少とも前進していると思ふのです。そういう変貌を示しながら、過去のものに全然触れないで、過去のものはそのままだとして進んでいるという以上、どうするかというのをまず最初に何うおきたいのです。

それから極端な私権の制限をするのは、はっきりと買収しないというのです。私権の制限をする場合には買収しない。都民全体のいいの地区とか、森林とか、公園とかあるいはグリーン・ベルトとか、いろいろの形の表現がございす。これは国民全体の私権を制限しないで、お買ないさいと言いたいのです。買えなければ交換をなさい。金がないというなら、等価交換というのをいま盛んに行なっているのですから、それをしないで、いまだに、過去の非を悟ってグリーン・ベルトというものをこれを廃止しようという方向に向かっている。それは二、三年前からの方向です。まず最初に、いつそれを廃止して、どういう機会に廃止して、今度の法律の改正による規模の拡大をはかろうとするのか。これはどこまでも私のほうじゃございせん、都市計画法に基づく東京都の事業でございすから、自分のほう

は関知いたしません、申請があれば私のほうで考慮いたしましょう、おそらく建設大臣としてはそういう答弁をする以外にないと思ふのです。首都圏整備委員会としては、そういう方向になっておりまけんから、そのままだにしておきます、という答弁しかないわけですよ。だから、いまここで建設大臣に、グリーン・ベルトの改廃をするということについては、いつごろどういう形で改廃するかという質問をすることも——答弁できるならしてください。答弁できなければ強く要求はいたしません。どちらかの答弁をしていただきたい。

○政府委員(小西則良君) いま田中先生のおっしゃいましたように、この緑地帯とか空地の問題につきましても、当然そこに私権の制約というものの関連が出てまいるのでございまして、これらにつきましてもは一応整備計画というふうな、緑地の保存という形におきまして整備計画を樹立したい、こういうことでございす。それにつきましても、現行制度の運用をできるだけ活用いたしまして、これを確保するというところで、現在の段階においてはこれしかないのございす。とにかく現在の、先ほどから先生のおっしゃいますように、この周辺地区というものはこのままでは、とにかく環境整備ということから考えまして非常に満足すべき状態にはなっていないのでございまして、これらの土地を確保していくためには、さらにやはり新しい法的処置というものを検討してまいらなさいやらない、こういうふうにお考えおのりでございます。

○田中一君 前回の委員会でも、これによる四十年の実施計画というものを示してくれと言ったんですが、ちょっとこれも私は無理だと思ふのです、いまの段階では、それぞれの都道府県、市町村なり、また政府府内における各公共事業を担当する部署なりが、そうこまかい事業計画が明らかにならぬと思ふのです。ことに起債の問題にいたしましても、はたして起債が通るものかどうかわからぬし、そこでどちらに指導権があるかという

ことです。地方並びに政府関係部局からそれが出てくる。それを継ぎ継ぎして一つの計画であります、整備計画でございす、というものを樹立しているのが、いままでの行き方ですけれども、現に東京都などというものは、下水道一つにしろ、他の都道府県から比較するときに、非常に後位にある、うしろのほうにいます。下水の普及率から見ても、これはおそらくイタチごっこで無秩序な膨張というものがどこでもはみ出してくるというところになると、追つかれないから、そういう現象になつていくかどうかしらぬけれども、そういう点は一つ一つ検討しているのです。これもまた質問するのも無理かもわからぬけれども、委員長、私はもう質問するにしても非常につらいんだ。だから、関係の都道府県知事、それから関係部局の責任者、市町村等の首都圏整備に関する発言権、部分的な計画権を持つていた人たちの何日かかっても、これ呼んでいただきたいと思ひます。そうして、そこで具体的に、四十年にはどういう事業をほんとうにどう行なうのか、むろんこれには自治省をちゃんと置いておいて、これに対する起債は君のほうはどう考えるか、起債は幾らくらいにいたします、こういうふうにケース・バイ・ケース、一つ一つについて具体的にものをななければ、どういうぐあいこの法律を変えようとも、ほんとうにデスクプランであつて、実行されないものじゃないか。本格的に今回の改正というものを中心に審議しても、これはとてもとてもそのままだに見過しておけないという事態が、歴史的に首都圏整備の問題は、いまに置いてきぼりになつて、法律の改正だけで解決されるのだという間違ひを起こしている。四十年の予算上、各都道府県、市町村が計画されているものだけでもひとつ積み上げていただきたいというのを要求しておきましたけれども、これは出てきません。これはひとつこれから出るまで、私がこの審議を留保しておきたいと思ひます。待つていただきたいと思ひます。なぜこんな

ことを言うかという、これはやはり首都圏整備委員会としての勉強です。実際に事態というものを、四十年の事業の実態というものをつかみ、今回のこの法律改正によって非常に大きな問題があるかと思ふのは、この首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の中の市町村長の具申する権限がなくなつて、都道府県にこれをまかされておる、都道府県知事にまかされておるというところに問題がある。こういう点は非常に大きな変革なんです。はたして市町村長の意思が完全に都道府県知事に伝えられ、そうしてその末端の地域社会における考え方が、中間的な都道府県知事の、それを承認を受けて持つてくるなんというよりも、先ほど事務局長が言つておる通りに、大きな全体の広い首都圏という百キロ周辺が、その考え方に立つて判断しようということになれば、中間的な知事などがそうした権限を持つことは、これは危険だと思ふのです。そういう意味からも、いまの市町村段階におけるこの法律による整備の四十年の実態というものを明らかにしていただきたいと思ふのです。もう時間がないし、あと一、二質問して、その答弁は後に求めますけれども、委員長、そのようにお取り計らい願ひたいと思ふのです。

○委員長(安田敏雄君) その要求の、首都圏整備地域に關係のある都道府県知事その他の市長、そういう人たちの意見を聞くために委員会へ出席してもらおうということですが。

○田中一君 とりあえず、人間呼ぶといつてもたいへんでしょうから、それらの市町村の末端の地域社会のこれによる整備計画というものは、今度、今度、その都道府県知事がその市町村長かの意見を聞いて、すべての指定をしようというところになりますから、そうすると、これはもう末端の地域行政の意思が、知事は聞くでしょうけれども、聞いても聞くだけのことであつて、意見を聞くというところは、これは私は、右に行つてくださいと言うにかかわらず、知事の判断で、聞けばいいんですから、おれは左だといえ左、職

会の決定を経て開けという事はこれは別です。決定は決定として、その決定は国は取り上げる必要はないので、知事の意見は知事の意見としてきまるわけです。という事を、中間的な知事が行なうという事は危険がある。それならば、全体を掌握する内閣がそういう決定権を持つという事が正しいのであつて、いまの段階ではその意味で、市町村の四十年年度の予算が大体きまつたと思ひますから、予算上にあらわれた計画というものを書類で出してください。こういう要求でいいんです、第一段階は。

○委員長(安田敏雄君) 小西事務局長、いまの田中委員から、首都圏整備に關係する地域の県で、その開発指定予定地域に当たつておる市町村の整備計画というものはあるはずだと。とりあえず四十年年度予算に關係する整備計画というものが提出できるかどうか、こういう田中さんの要求ですけれども、これについてどうでしょうか。

○政府委員(小西則良君) 四十年年度予算につきましては、せんだつての委員会におきまして、田中先生からお話し承りました。できる範囲のものも整えたのでございませうけれども、まだ——いよいよ数字的にはつきりさせるということになりますと、各省において幾ぶん無理のあるところもございまして、きよりの間に合わなかつたのでございませうけれども、これに對しましては、つとめて努力をいたしまして提出したいと思ひます。

ただこの前も申し上げましたように、先ほどから田中先生のおっしゃつておいでになることで、ほとんど尽きていますのでございませうけれども、現在首都圏の委員会というものの置かれていた立場からいまして、予算の提出時期におきまして、この整備計画に關係する予算要求にはタッチしておりますけれども、その後の予算折衝、あるいは各省におきましてからの細部につきましては、それらの取りまとめができませんければ、こちらでそれを全部まとめることはできないというような形に置かれておりますので、その点、私たちとしても、まことにジレンマにおちいつているような形

でございませう。ただこれにつきましては、もう新年度にもなつていましてございませうし、各省も細部の、個所別というものにつきましても、努力いたしておると思ひますので、まとめて提出したいと思ひます。

○委員長(安田敏雄君) 田中さん、どうですか、了承しますか。

○田中一君 ひとつそうしてください。

工業団地造成事業、これが近郊整備地帯においてもできるというふうな今度変わつてくるわけですね。これを具体的に、どんなものを、どういふ個所にどんな産業を——工業団地をつくつたから、だれが来ていいのだということでは困るのです。第一、私は、こんな団地をつくることすら、積極的に賛成できないのです。全部それが先行投資として行なわれようとするものなんです、新しい地域にですね。その場合に、その地域を消費地帯として、対象となる工場団地等はこれには必要です。これはもう私は再三これらの法律の提案される当時からやかましく言つていまして、工場の制限だけが能ではないぞ、その地域で消費されるものは、工場はつくらなければならぬではないかと言つておつたのですが、今度そうなりました。しかし、今日のこの経済成長という倍増計画等のこうしたキャッチフレーズからきたところの過剰設備投資というものが、今日の経済界の不況、倒産等を招いていまして、これはもう否定できないのです。それだけに工場団地をつくらうというならば、それに対するところの確固たる、政府が責任を持つて産業の構造というものを的確につかみ取らないで、金があるから来るのだとか——むろんこれは制限があります。投資対象としてその土地を売りつけるのはございませう。そこで事業を開始するといふ場合にも、この産業ならばべし得るものであるし、かつまた、地域社会から歓迎されるものだという意味の強力な資金的な援助等もあつて、なくちゃならぬものだといつて誘致するならいざ知らず、今日の資本主義社会における現状から見ても、思惑から先行投

資をして、倒産とか、あるいは合併とか吸収とかという形で行なわれるものも多々あります。したがつて、この工業団地をつくるという場合の地点、これに対する招致する産業の種類、それからその商品の消費先等、十分に何年か後の想定があるはずであります。無秩序の工場団地をつくるのではないと思ひます。それらを合わせた資料をひとつ出していただきたい。この地区にはどういふ産業をいつごろまでに呼ぶ、この労働源を吸収して、ここにこれだけある、この労働源を吸収して、これをその地域社会に還元するのだというふうな、こまかい計数がなければ、工場団地等はいたずらに造成すべきものではございませう。したがつて、その計画をこれは内閣の責任——これは総理大臣が主宰者ですからね、これはその意味で内閣の責任において、その点を資料として出していただきたいと思ひます。

○政府委員(小西則良君) いま先生のおっしゃいましたとおり、できるならこの近い周辺地域におきましては、工場をあまりつくりたくないというやうな気持ちでおります。しかし、先ほどおっしゃいましたように、この地区に必要である家具木工の類でありますとか、あるいは電気器具のやうなものでありますとか、さらにまた印刷工場というやうなもの、こういうやうなことを考えますと、地区から全然工場というものをボイコットしてしまふということではできないと思ひますのでございませう。

それから既成市街地の工場との関連において、やはりどうしても投資はいけないというものも、そこに吟味するべきだろうと思ひますのでございませう。

それともう一つは、この近郊整備地帯というのは、これから關係行政機関の長であるとか、あるいは地方の公共団体であるとか、あるいはまた審議会等にはかりましてこれらの区域をきめていくということにならうかと思ひますが、この区域の中には、現在市街地開発区域として指定されているところがございますので、すでに工業団地の造成

をやつていられるところもございませうので、これらを考えまして、この近郊整備地帯におきましても、やはり工場というものが設置できるという形にせざるを得ないというやうな気持ちでここに設置する、こういうやうな気持ちでおるのでございます。

先生のいまおっしゃいました資料につきましては、現在ただいま申し上げましたやうな気持ちで特殊の工場というものが当然ここに考えられるのではないかと、いふやうな感じがいたします。おやりませうけれども、これらにつきましても検討いたしまして、先生のおっしゃるとおりに一応資料を整えたいと思ひます。

ただ地域の計画とか、その他につきましては、いま直ちに全面的に近郊整備地帯というものの区域の指定は、この法案によりまして、一年以内、こういうことになっておりますが、その開発区域というやうなことになるまいかと、相当広い範囲になりますので、一気にこれを指定して計画を立ててしまふというやうなことは、必ずしもなかなかならないんじゃないか、かように考へておるのでございます。

○田中一君 私は、さつきから言つていふやうに、学校とか工場等の新設を制限しようといふときにも、必要な工場は持つべきだ、こう言つて反発したものです。だから原則的には反對するのじゃないのです。ただだれの何の意思によつて工業団地が造成されるかというのを知りたいのです。首都圏整備法というものは、これは人為的な工作なんです。自然にできたものじゃないのです。人間の知恵が住みよい環境をつくらうといふところにある意思なんです。したがつて、想定されるその地域社会というものを對して、日本全体の生産工業というもののからその地域がどういふ立場に置かれていられるかといふことを検討しなければならぬのです。それが、造成するのは住宅公団とかあるいは住宅金融公庫の資金を持つところの事業体とか、都道府県、市町村とか、今日までに工場誘致を目ざして宅地を造成し、一坪の土地も

売れないで非常な苦しみを味わっているところの地方公共団体がたくさんあるということを、あなたは知らないはずはないと思うのです。たとえば、郊外の会社関係の宅地造成にいたしましては、政策的に、後進地域においては、その地域社会の繁栄、先進地域においては、その無秩序な膨張を抑制し、よい環境の地域社会をつくるために首都圏整備という事業が行なわれなければならない。国全体の産業構造の面から見て、その地域社会がどういう立場に置かれているかということを検討された後に工業団地の造成等も行なうべきであると思うのです。現に、首都圏基本問題懇談会の答申というものが出ております。これには住宅公園から出席している委員もいなければ何にもないですよ。何の意思でこれをやるのか、ここにあるところの愛川重義さんにしても、読売新聞の論説副主幹として、真剣にこうした問題に取組んで、自分の知能というものを完全にこれに投入して考えるなんという時間余裕もない人たちがかりです。その根本的な意思というものが、ほんとうにそれをつかんで、そこから具体的に足を運んで、そこで実態を見て、そうしてあらゆる世界の都市計画等も調べながら一つの答申が出るという真剣さを愛川さんに求めようなんということは無理なんですよ。つくろものは、事業計画であること、つくろうじやないか、ここにつくろうじやないかといふ、だれかの意思でつくろ。だれかの意思とは何かというのです。そういう点で一つの事例でいいですから、そういうものをあげてひとつ説明していただきたいと思ひます。

きょうは時間がないから、まだまだ会期は来月の十九日までありますから、決しておそいわけじゃございません。再び三たび委員長がかわるたびに、事務局長がかわるたびに、あとを追うかについて、これは整備法案じゃなくて整理法案ですね、あと始末の法案なんです。現象を追うかについていく、主務者がかわるたびに、また現象を追うか整理しなきゃならぬ法律案が出るという

うことはもうたいへんです。根本的に、この際国務大臣も何も委員長にならぬだつていいじゃないですか、腰を据えて十年なら十年みっちりこれに取り組みという力がある機関にならなければ、なによりはましでありませうけれども、ほんとうに国民が求めるものにはならないのではないかと心配を感じるわけなんです。いま申し上げた点、ひとつ書類でもってお出し願ひたいと思うのです。それについてまた質疑を続けます。

○委員長(安田敏雄君) 小西事務局長に申し上げますが、先ほど言つた関係都道府県内における、特に四十年年度予算に關係するわかる範囲の計画、資料を出していただきたい。それからもう一つは、その対象となる首都圏の地域内における何といふか、日本経済の中における、状態の中からの当面求める分析がどういふようなものかということでした。———そういうような各資料。

○政府委員(小西則良君) いまお話ししました予算の問題につきましては、先ほどお答えいたしましたとおおり、できるだけ整えて御提出いたしたいと思ひます。

それからいまの、あとの問題でございますが、首都圏の計画の基本として、人口問題がその基本となつてくるわけでございますが、人口問題といひましては、人口調査が大体五年おきに三十年、三十五年と将来の人口想定に対して参考になる人口調査が過去二回ございます。それで、幸いておいて、この十月に行なわれます人口調査といたしまして、この十月に行なわれる人口調査といふものの、この十月の人口調査の結果を見まして、基本計画の人口問題といふことに本格的に入ることにしようかと思ひますので、現在におきましては、その意味においては、いささか中間の段階における状態にならうかと思ひます。いづれ私たちのほうにいたしましては、どこまでも人口が基礎でございます

ので、この十月の人口調査というものを待つておきまして、何ぶんにも過去には三十年と三十五年とこれ二つで総体を、将来の総合的のものを予定するといふことはなかなかここに困難がございますので、そういう意味でこの十月の人口調査といふものを期待しておりますので、本年の終わりに来年度にかかましては、ほんとうの、いま田中先生の御指摘になるような問題に本格的に取組んでいけるんじゃないかと、かように考へていまして、いささか中間段階のものだということにならうかと思ひますけれども、できるだけ努力をいたして提出いたしたいと思ひます。

○瀬谷英行君 今回の改正について、どうも枚葉末節的な感じがするんですけれども、首都圏基本問題懇談会の答申があつて、その答申の中に、数々の現況と問題点といふことが指摘をされていまして、この指摘をされていられる事柄が非常にたくさんあるわけですね。これらの指摘された事柄を具体的に解決する方向に向かつていかうかといふことなんです、現状までは解決の方向にちつとも向かつてないような気がするんです。たとえば交通難の問題にしましても、自然環境の問題にしましても、公害の問題にしましても、人口の集中の問題にしましても、こういう指摘された事柄は緩和の方向へ向かつてないでますます激しくなるといふ方向に向かつていようと思ひます。これらの問題は、これは根本的に解決するためには、政府自身がほんとうに腰を据えてかからないことには、もう首都圏整備法といふような法律そのものが現実とは全然縁のない、宙に浮いたものになつてしまふといふおそれがあるような気がするんです。というよりも、すでに宙に浮いてしまつたような気がするんですけれども、これは一体大臣として、単に法律だけつくつて当面を糊塗していらるのでは、私はしやうがあるまいという気がするんですが、本腰を入れてやるのかどうかです。ただ法律が存在しているというだけじゃ意味がないと思ひます。非常

にしかし問題としてはむずかしいと思ひます。よ。これらの指摘された事柄を解決するといふことは、これは河野さんから首都圏整備委員長も代はかわつてはいるけれども、手がつかないという現状じゃないかと思ひます。一体これは本気になつて手をつけるのはいつからおやりになるつもりなのか、このところをはつきりした方針をお示し願ひたいと思ひます。

○国務大臣(小山長規君) 建設省としましても、たとえば道路についての将来構想、特に首都圏に關する将来構想があります。それを取りそろえましてあとでこれは一覽表にして差し上げます。

○瀬谷英行君 それから、東京の新しい空港の問題もまだきまらないうでござつていふといふ状態なんですけれども、空港もきまらないうで、それから都市の機能あるいは人口の分散といふような大きな計画がどうもまとまらないうでござつていふ感じがするんですが、こういうことは、日本の産業構造をどうするかといふ基本問題につながると思ひます。それに対して一体どこが中心になつて計画を実質的に推進していくかということが、国民の立場から見るとつかめないわけなんです。だからそれらの点、いままでのように各省ごとに担当担でもって頭ひねつておつて、そしてはかどらないといふことではまずいと思ひます。これはやはり首都圏の問題は本気になつて取り組むならば、さつきの田中委員のお話じゃないけれども、担当する人がちよくちよく交代をして、そのたんに立ち消えになつていふことも問題のような気がするんですけれども、そういう点は、やはり依然として建設大臣がかわると委員長もかわるといふような姿をこれからも続けることになるんですか。それはどうなんですか。

○国務大臣(小山長規君) これは大臣がかわりましようとも、あるいは事務局長がかわりましようとも、たとえば整備計画なら整備計画でできた方向に向かつていくわけでありまして、先ほど申し上げましたように、われわれのほうは道路の計画





昭和四十年四月十九日印刷

昭和四十年四月二十日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局